

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請が取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和8年7月24日

徳島地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和8年第5号

対象土地 徳島市蔵本元町二丁目30番2
徳島市蔵本元町二丁目30番8

手続番号 令和8年第10号

対象土地 徳島市蔵本元町二丁目30番6
徳島市蔵本元町二丁目30番21

手続番号 令和8年第11号

対象土地 徳島市蔵本元町二丁目30番6
徳島市蔵本元町二丁目30番22